

(社員総会の成立及び決議)

第 26 条

1. 社員総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席により成立し、その決議は出席正会員の議決権の過半数をもって決する。
2. 前項の規定にかかわらず、法 49 条第 2 項で定める決議は、総正会員の半数以上であって、かつ員の総正会議決権の 3 分の 2 以上の多数で決する。

(議決権)

第 27 条

1. 正会員は、各 1 個の議決権を有する。なお、一般会員及び賛助会員は議決権を有しない。
2. 正会員は、第 24 条第 3 項の規定により予め通知のあった事項につき、書面または電磁的方法によって議決権を行使することができる。
3. 正会員は、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。但し、この場合には、社員総会ごとに委任状を提出しなければならない。

(社員総会の議事録)

第 28 条

1. 社員総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
2. 議事録には、開催の日時、場所、議事の経過及びその結果、並びにその他法で定められた事項を記載し、議長及び出席した正会員 2 名以上の者が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 理事会

(理事会)

第 29 条

1. 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか次の事項を審議決定する。
 - 一 本会の業務執行に関する事項
 - 二 社員総会に提出すべき議案に関する事項
 - 三 社員総会から委任された事項
 - 四 前 3 号に掲げるもののほか、本会会務の運営に関し、会長が必要と認めた事項
2. 会長は、毎事業年度ごとに 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会へ報告しなければならない。

(理事会の招集方法)

第 30 条

会長は、開催の日から 2 週間前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面または事前に理事の承諾を得た電磁的方法による通知を発して招集しなければならない。
但し、会長が、その会議の開催が緊急を要するものと判断した場合は、会日の 2 日前に発することができる。